

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1515号から第1517号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の3件の答申を行い、横浜市長及び横浜市会議長が行った非開示決定並びに横浜市教育委員会が行った一部開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「システム構成図（計算機システムの全体像がわかるもの）」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第1515号】

- (2) 「横浜市の所有する文書の電子化に関する条令、紙文書の電子化率を示す図書」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第1516号】

- (3) 「平成27年度第2回横浜市いじめ問題専門委員会会議録（非公開用）、平成27年度第3回横浜市いじめ問題専門委員会会議録（非公開用）、平成28年度第1回横浜市いじめ問題専門委員会会議録（非公開用）、平成28年度第2回横浜市いじめ問題専門委員会会議録（非公開用）及び平成28年度第3回横浜市いじめ問題専門委員会会議録（非公開用）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第1517号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
1515	平成29年1月24日	平成29年3月17日	平成29年3月23日	平成29年4月19日	個人	市長
1516	平成29年2月27日	平成29年3月10日	平成29年3月23日	平成29年4月19日	個人	市会議長
1517	平成29年1月26日	平成29年3月10日	平成29年3月22日	平成29年4月21日	個人	教育委員会

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
1515	「システム構成図（計算機システムの全体像がわかるもの）」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>非開示</p> <p>不存在 （当該開示請求に係る行政文書は、請求日現在には作成されておらず、保有していないため）</p>	原処分 妥当
1516	「横浜市の所有する文書の電子化に関する条令、紙文書の電子化率を示す図書」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>非開示</p> <p>不存在 （当該開示請求に係る行政文書は作成しておらず保有していないため）</p>	原処分 妥当
1517	「平成27年度第2回横浜市いじめ問題専門委員会会議録（非公開用）、平成27年度第3回横浜市いじめ問題専門委員会会議録（非公開用）、平成28年度第1回横浜市いじめ問題専門委員会会議録（非公開用）、平成28年度第2回横浜市いじめ問題専門委員会会議録（非公開用）及び平成28年度第3回横浜市いじめ問題専門委員会会議録（非公開用）」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>一部開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2項第2号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条に係る調査に関する審議の内容 <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため）</p> <p>情報公開条例第7条第2項第6号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同上 <p>（横浜市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）が非公開で行った審議の内容に関する情報であって、これを公にすることにより、関係者からの事実確認や専門委員会の調査における正確な情報の把握が困難になるおそれがあることや、専門委員会の審議の過程においてどのような議論・検討が行われたかが明らかになり、議論の変遷や個々の意見・見解が公になる結果、専門委員会の審議の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、答申の信頼を失わせるおそれが生じ、ひいては、自由かつ率直な討議によって中立・公正な判断を行うという専門委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）</p>	原処分 妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
1515	<p>《情報システムに係る事務について》</p> <p>横浜市では、様々な業務所管課が各業務に必要な情報システムについて事業者と契約し、システム開発及び運用を行っている。総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課（以下「行政・情報マネジメント課」という。）は、横浜市の情報化の計画である「横浜市情報化の基本方針」（以下「基本方針」という。）を作成し、この基本方針に従って各種の情報化施策を推進している。基本方針では、計画期間の各年度に施策がおおよそどのような状態であるかといった「事業の状態」の項目を設定しており、この「事業の状態」に沿って取組を進めている。各情報システムの所管課は、基本方針に従って情報化を推進している。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>審査請求人は、本件に係る開示請求書において「システム構成図（計算機システムの全体像がわかるもの）」と記載していることから、横浜市が保有・管理している情報システムについて、機器構成、ネットワークの概略等の全体像が分かる図を求めていると解される。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 実施機関は、現時点では保有しているものの、開示請求日時点では本件審査請求文書を作成しておらず、保有していなかったと説明している。</p> <p>イ そこで、実施機関に、開示請求日以前に、本件審査請求文書を作成し、保有する必要がなかったか確認したところ、以下のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 行政・情報マネジメント課では、個別の情報システムに関しては、システムの概要、予算・決算額、システムの所在については把握しているが、システムの詳細までは把握していない。また、横浜市では、これらの情報システムは、各情報システムの所管課が事業者と契約し、システム開発及び運用を行っているものであるから、構成図を一つにまとめる必要性がなかったため、作成等はしていなかった。</p> <p>(イ) ただし、本件に係る開示請求後に、横浜市会において計算機システムに関する説明を求められたことに応じて文書を作成したことから、現時点では、横浜市が保有・管理している情報システムについて、機器構成、ネットワークの概略等の全体像が分かる図を保有している。なお、審査請求人に対しては、本件に係る開示請求受付後に文書を作成したことを伝えて開示請求をするよう案内をしており、既に審査請求人は当該文書の開示を受けている。</p> <p>ウ 前記イのように、各情報システムの所管課が事業者と契約し、システム開発及び運用を行っているという実施機関の運用の下では、保有・管理している情報システムについて、機器構成、ネットワークの概略等の全体像が分かる図がなかったとしても、不自然とはいえず、また、審査請求人の求める文書が存在したことを推認させる特段の事情も認められない。</p> <p>よって、開示請求日時点では本件審査請求文書を保有していないとの実施機関の説明は是認できる。</p>
1516	<p>《議会局の文書管理に係る事務について》</p> <p>横浜市議会局（以下「議会局」という。）では、横浜市議会局行政文書管理規程（平成12年6月横浜市会規程第1号。以下「議会局文書管理規程」という。）及び横浜市議会局行政文書取扱要綱（平成12年6月21日制定。以下「議会局文書取扱要綱」という。）に基づき、文書管理に係る事務を行っている。</p> <p>議会局文書管理規程は、行政文書の適正な管理を図ることを目的として、議会局の行政文書の作成、取得、分類、記録、整理、保存及び廃棄並びに管理組織に関する基本的な事項を定めている。また、議会局文書取扱要綱は、議会局の行政文書の作成、取得、分類、記録、整理、保存及び廃棄並びに管理組織について必要な事項を定めている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p>

答申 番号	判断の要旨
1516	<p>本件に係る開示請求書には、「横浜市の所有する文書の電子化に関する条令」及び「紙文書の電子化率を示す図書」と記載されているが、請求先実施機関として、横浜市会議長が指定されている。また、審査請求人は、本件に係る開示請求書を提出する以前に、横浜市長に対して本件に係る開示請求と同内容の請求を行っていたとの事情も認められた。</p> <p>したがって、対象とされた行政文書は、「文書の電子化に関する条令、紙文書の電子化率を示す図書」が記載された市長部局が保有する文書ではなく、「文書の電子化に関する条例」及び「紙文書の電子化率を示す図書」が記載された議会局の保有する文書と解される。</p> <p>なお、電子化とは、一般的には紙文書を電子データ化することをいうため、当審査会としても、その前提に基づき以下検討する。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 行政文書の電子化に関する条例が記載された文書の不存在について</p> <p>(ア) 実施機関は、行政文書の電子化に関する条例及び規程を制定しておらず、議会局文書管理規程及び議会局文書取扱要綱にも行政文書の電子化に関する記載がないため、行政文書の電子化に関する条例が記載された文書は保有していないと説明している。</p> <p>(イ) そこで、議会局の所管する条例を確認したが、行政文書の電子化や電子文書の管理に関係する条例は存在しなかった。また、議会局の文書管理に係る事務規程である議会局文書管理規程及び議会局文書取扱要綱も確認したが、行政文書の電子化や電子文書の管理に関係する記載は確認できなかった。</p> <p>(ウ) 念のため、実施機関に、電子文書の管理に関する業務を議会局で行っていないか確認したが、電子文書の管理を含む行政文書管理に係る総合的な指導及び調整業務については、市長部局の行政・情報マネジメント課が所管しているため、議会局では電子文書の管理に関する独自の業務や要綱の策定は行っていないとの説明があった。</p> <p>(エ) なお、議会局が所管する条例以外の横浜市条例が記載された文書を実施機関が保有していないか確認したが、議会局が所管する条例以外の条例で実施機関が文書として保有しているものは、例規集（横浜市総務局 編集）のみとのことであった。横浜市例規集は市立図書館その他これに類する市の施設である市民情報センターに、「市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等」として配架されているとのことであるから、仮に横浜市例規集に行政文書の電子化に関する条例が記載されていたとしても、情報公開条例第17条第3項に該当し、開示請求の対象外の文書である。</p> <p>(オ) したがって、実施機関において、行政文書の電子化に関する条例等が記載された文書の存在は確認できず、ほかに当該文書の存在を推認させる事情も認められない。</p> <p>よって、行政文書の電子化に関する条例が記載された文書を保有していないとの実施機関の説明は是認できる。</p> <p>イ 紙文書の電子化率を示す図書の不存在について</p> <p>(ア) 実施機関は、紙文書の電子化率を示す図書を作成し、又は取得しておらず、保有していないと説明している。</p> <p>(イ) 上記ア(ウ)で述べたとおり、議会局では電子文書の管理に関する独自の業務や要綱の策定を行っていないと実施機関は説明している。念のため、行政・情報マネジメント課に、紙文書の電子化率に関する文書を保有していないか確認したところ、横浜市の保有する全ての文書のうち電子データ化されているものの割合が記載された文書は、行政・情報マネジメント課でも保有していないとの説明があった。</p> <p>なお、議会局の文書も含めた横浜市の保有する全ての文書の文書管理システムにおける横浜市全体の電子決裁率が記載された文書であれば市長部局の行政・情報マネジメント課で保有しているとの説明があったが、実施機関では議会局における電子決裁率が記載された文書も保有していないとのことであった。</p> <p>(ウ) 以上のとおり、議会局においては紙文書の電子化に係る業務を行っていないことから、紙文書の電子化率に関する文書を保有していないとの実施機関の説明は首肯でき</p>

答申 番号	判断の要旨
1516	<p>る。また、審査請求人の求める文書が存在することを推認させる特段の事情も認められない。</p>
1517	<p>《横浜市いじめ問題専門委員会に係る事務について》</p> <p>専門委員会は、法第14条第3項及び横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成26年2月横浜市条例第7号）第10条の規定に基づき設置された教育委員会の附属機関である。同条例第11条では、その所掌事務について「教育委員会の諮問に応じて、法第1条に規定するいじめの防止等のための対策その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。」と規定しており、横浜市いじめ問題専門委員会運営要綱（平成26年3月25日制定。以下「専門委員会運営要綱」という。）第2条では、その担任する事務を、①いじめ問題に関わる事例検証及び対応策の協議、②いじめの防止等のための調査研究及び防止策の審議、③法第28条第1項に規定するいじめの重大事態（以下「いじめ重大事態」という。）に係る調査及び再発防止に資する対応策の審議（以下「いじめ重大事態に係る審議」という。）及び④その他教育委員会が必要と認める事項と規定している。</p> <p>専門委員会の会議は、専門委員会運営要綱第8条第1項本文の規定により原則として公開している。ただし、非開示情報に該当する事項を審議する場合等、専門委員会が認めた場合は、同項ただし書の規定により会議の一部又は全部を非公開としている。</p> <p>専門委員会の事務局業務は、教育委員会事務局指導部人権教育・児童生徒課（平成29年度まで。平成30年度は教育委員会事務局人権健康教育部人権教育・児童生徒課）が所管しており、専門委員会の会議録についても同課が作成し、保有している。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、専門委員会が、いじめ重大事態に係る審議をするために会議の全部を非公開で行った平成27年度第2回会議及び第3回会議並びに平成28年度第1回会議、第2回会議及び第3回会議の5回の会議（以下「本件会議」という。）に係る会議録である。</p> <p>これらは、専門委員会の委員が審議の経過や審議内容を確認するなど調査、審議に用いるために作成された非公開用の会議録であって、会議の名称、日時、場所、出席者、欠席者、開催形態、議題、決定事項、議事及び特記事項の各欄で構成されている。</p> <p>実施機関は、このうち、議事欄に記載された委員名及び学校教育事務所に所属する職員の氏名並びに委員及び実施機関の職員の発言内容の一部について非開示としている。一方、審査請求人は、非開示とした部分について、委員以外の個人情報を除いて開示を求めている。</p> <p>《情報公開条例第7条第2項第6号の該当性について》</p> <p>ア 実施機関は、本件審査請求文書のうち議事欄に記載された委員名及び委員の発言内容については、本号に該当するとして、非開示としたと説明している。そのため、当審査会で平成30年4月24日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 議事欄に記載された発言内容のうち、一般的な議事進行に係る部分は開示し、具体的な案件に係る部分は本号に該当するため非開示とした。</p> <p>(イ) 専門委員会のいじめ重大事態に係る審議の内容を開示すると、児童生徒等の関係者との信頼関係が損なわれ、今後の調査において、児童生徒等の関係者からの事実確認や正確な情報の把握が困難になるなど、専門委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>(ウ) 専門委員会の議論の変遷や個々の委員の意見、見解が公になると、専門委員会の審議の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれがある。</p> <p>(エ) 専門委員会は、各委員が専門的見地から議論を重ねて結論を導き出しており、発言の多寡が結論に結びつくものではないが、発言者名を開示すると、あたかも発言の多い委員の主張が結論に影響しているように見える。これに対する一方的な非難が委員になされることにより、委員が発言を控えて、活発な議論や自由な発言ができなくなるおそれ</p>

答申 番号	判断の要旨
1517	<p>がある。</p> <p>(オ) 特定の職にある委員の発言が多い場合など、委員の専門性によっては、事案の特性を推測されるおそれがある。</p> <p>(カ) 専門委員会の委員及び実施機関の職員の発言は、いじめ重大事態である個別具体的な事案についての一連の議論の流れの中で行われており、その一部を切り取って開示すると、発言の趣旨と異なった捉え方をされるおそれがある。その結果、専門委員会の審議の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、専門委員会の今後の調査に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>(キ) 一部開示決定通知書及び弁明書では、非開示とした部分並びに根拠規定及び根拠規定を適用した理由において明記していないが、実施機関の職員の発言内容も委員の発言内容と同様に個別具体的な事案の審議内容の一部であり、その内容を開示すると、委員の発言内容と同様に専門委員会の今後の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>(ア) 専門委員会のいじめ重大事態に係る審議においては、実施機関の諮問に応じて、いじめ重大事態に係る個別具体的な事案についての調査を行い、その後の会議において再発防止に資する対応策の審議を行い、最終的にいじめ重大事態に関する調査結果としての答申が実施機関に対してなされる。</p> <p>いじめ重大事態に係る審議においては、特定の児童生徒に対するいじめ問題に係る事例についての具体的な調査、審議などのセンシティブな情報が扱われる。これは、行政の政策的な内容を審議する他の審議会や、いじめに係る政策的な内容を審議する専門委員会における他の会議とは大きく異なる点である。</p> <p>このため、いじめ重大事態に係る個別具体的な事案についての審議内容の情報の取扱いについては慎重な対応が求められることとなる。</p> <p>(イ) 本件審査請求文書を見分したところ、当該児童、同保護者、関係児童及び同保護者（以下「関係児童生徒等」という。）からの聞き取り等により確認した関係児童生徒等の発言、行動、状況等の情報が各委員の発言及び実施機関の職員の発言の中で示され、発言した委員名又は職員の氏名とともに議事欄に記載されていた。</p> <p>このような、調査の過程で確認された関係児童生徒等の言動等の情報を公にすると、関係児童生徒等の関係者がいじめ事案に係る自己の発言や行動、状況等に関する情報が公になることをおそれて、専門委員会による調査等に応じるのをためらい、又は、調査等への協力を拒否するなどの事態を招くことが、事案の性質上想定される。その結果、事案の正確な把握ができなくなるなど、いじめ重大事態に係る専門委員会の調査審議等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p> <p>(ウ) 専門委員会の調査審議が、複数の委員の合議により公正になされるためには、自由かつ率直な意見の交換及び活発な議論が必要不可欠である。</p> <p>専門委員会としての最終的な結論は答申として出されるが、審議の過程で、答申における最終的な結論とは異なる様々な議論がなされたり、議論の変遷があることは当然に想定される。</p> <p>専門委員会の議論の内容が分かる会議録等の文書を公にすると、専門委員会の審議の過程における議論の変遷や個々の委員の意見、見解が公にされることとなる。それらが公になると、発言の多寡、発言内容や審議の過程の一部分のみをとらえて、専門委員会の委員に対する一方的な非難等がなされたり、専門委員会の審議の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれがある。そうすると、そのような非難がなされるのをおそれて、専門委員会の個々の委員が自由かつ率直な意見を差し控えることとなり、その結果、自由かつ率直な討議によって中立・公正な判断を行う</p>

答申 番号	判断の要旨
1517	<p>という専門委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p> <p>(エ) また、いじめ重大事態に係る専門委員会の調査審議は、個別の案件が発生するごとに反復して行われている。そのため、本件会議で審議された対象案件の答申が出された後であっても、専門委員会の審議過程が明らかとなることは、今後の専門委員会におけるいじめ重大事態に係る他の案件の審議に支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p> <p>(オ) 実施機関の職員の発言内容については、各委員の発言内容と同様に、個別具体的な事案についての調査及び再発防止に資する対応策の審議において、各委員との一連の議論のやり取りの中でなされた発言であって、専門委員会における審議内容の一部を構成するものである。この全部又は一部を開示すると、発言の趣旨と異なった捉え方をされたり、専門委員会の審議の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ、ひいては、自由かつ率直な討議によって中立・公正な判断を行う専門委員会の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められることは、前記で述べた委員の発言内容と同様である。</p> <p>ウ 以上のとおり、実施機関が本号に該当するとして非開示とした各委員及び実施機関の職員の発言内容並びに委員名は、本号に該当する。</p> <p>《情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>ア 実施機関は、本件審査請求文書のうち、個人名、学校名、学校教育事務所名、学校教育事務所に所属する職員の氏名、関係児童生徒等の行動内容及び状況、警察署名並びに関係児童生徒等の発言は、本号に該当するとして、非開示としたと説明している。一方、審査請求人は、委員以外の個人に関する情報については、開示を求めている。</p> <p>イ 当審査会が本件審査請求文書を見分したところ、実施機関が、本号に該当するとして非開示とした部分のうち、学校教育事務所の職員の氏名を除く全ての部分が、各委員又は事務局職員の発言内容の一部に含まれる形で議事欄に記載されていることが認められた。これらの部分は、前記のとおり、その全てが情報公開条例第7条第2項第6号に該当するものであり、本号の該当性について判断するまでもない。</p> <p>そこで、以下では、学校教育事務所の職員氏名の本号該当性について検討する。</p> <p>この点について、平成30年4月24日の事情聴取では、実施機関から次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 学校教育事務所の職員氏名については、一般的に慣行として公にされている情報として開示しているが、本件事案のように関係児童生徒等の地域社会での人間関係を踏まえると、一定の範囲の関係者からも関係児童生徒等の特定の個人を識別することができないように配慮が必要である。当該職員氏名を開示すると、4つの方面別に設置されている学校教育事務所のうち、どの学校教育事務所の所轄する市域に関する事案であるのかが明らかになることから、当該学校や当該関係児童生徒等の特定の個人を識別することに結びつくおそれがある。</p> <p>(イ) とりわけ本事案は、職員氏名を開示すると、それにより方面別学校教育事務所が明らかになり、一定程度学校が絞り込まれることにより、これまで公表された情報と組み合わせることによって、当該学校、当該関係児童生徒等の特定の個人を識別することにつながる事案であるものと考えている。</p> <p>(ウ) さらに、本件は、児童生徒本人及び保護者の意向も踏まえて、学校名はもとより、学校教育事務所名も公表してない。特に、心身の未熟な子どもにとっては、情報の特定がさらなる精神的苦痛となり、児童生徒の健全な育成に支障をきたすおそれがあると認められることから、開示に当たっては、特定の個人が識別されないように、格別な配慮が必要となる。</p> <p>ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>(ア) 実施機関では、より学校に近い場所から、教育課程や学校経営等を的確・迅速かつきめ細かく支援することで、学校の自主性・自律性をさらに高め、校長のリーダーシップ</p>

答申番号	判断の要旨
1517	<p>による学校経営を推進するため、市域を4つの方面に分けて、方面ごとに学校教育事務所を設置している。</p> <p>また、学校教育事務所の職員氏名については、横浜市では、市民情報センター等で一般の閲覧に供されている横浜市職員録に掲載するなど、慣行として公にされている。</p> <p>(イ) したがって、学校教育事務所の職員氏名を開示することにより、4つの方面ごとに設置されている学校教育事務所が明らかとなるが、本事案のような場合には、これまでに一般に公表された情報に限らず、在校児童生徒及びその保護者などの一定の範囲の関係者であれば既知の情報と組み合わせることによって、当該学校名が特定されるだけにとどまらず、当該関係児童生徒等の特定の個人を識別することができることとなり、当該関係児童生徒等の権利利益を害するおそれがあるものといえる。</p> <p>(ウ) なお、この点に関して、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省平成29年3月）では、調査結果の公表の仕方及び公表内容について配慮を求めている。</p> <p>また、「いじめ重大事態に関する調査結果についての公表ガイドライン」（横浜市教育委員会平成29年12月15日策定）では、いじめ重大事態に関する調査結果の公表に当たっては、児童生徒が成長過程であることに対する教育的配慮の観点から、個人識別性を判断する際に、一般人には個人識別できない情報であっても、特定の関係者であれば個人識別が可能となってしまう情報については非開示とする特定人基準を選択することによる配慮が必要であること及び地域を限定する情報、関係児童生徒等の内面に関する情報、センシティブ情報の取扱いについての配慮が必要であることが示されている。</p> <p>(エ) 以上のとおり、学校教育事務所の職員の氏名については、本号本文後段に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p>

5 審査会の答申（別添のとおり）

資料1：答申第1515号

資料2：答申第1516号

資料3：答申第1517号

6 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例

（行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる

情報

ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
(第3号から第5号まで省略)

- (6) 市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
(アからオまで省略)

(開示請求に対する決定等)

第10条 (第1項省略)

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(他の法令等との調整)

第17条 (第1項及び第2項省略)

- 3 この条例の規定は、市立図書館その他これに類する市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等については、適用しない。
(第4項省略)

お問合せ先
市民局市民情報課担当課長 佐藤 暁良 Tel 045-671-2319

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1515号)

平成30年7月24日

横情審答申第1515号

平成30年7月24日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年4月19日総行第95号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「システム構成図（計算機システムの全体像がわかるもの）」の非開示
決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「システム構成図（計算機システムの全体像がわかるもの）」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「システム構成図（計算機システムの全体像がわかるもの）」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成29年3月17日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件において対象とされた行政文書について、本件に係る開示請求日である平成29年1月24日時点では作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。
- (2) しかしながら、その後、横浜市会において計算機システムに関する説明を求められたため、計算機システムに関する文書を作成しており、現時点においては、本件において対象とされた行政文書は存在している。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

根拠の説明に納得ができない。文書がないのは嘘だと思う。

5 審査会の判断

(1) 情報システムに係る事務について

横浜市では、様々な業務所管課が各業務に必要な情報システムについて事業者と契約し、システム開発及び運用を行っている。総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課（以下「行政・情報マネジメント課」という。）は、横浜市の情報化の

計画である「横浜市情報化の基本方針」（以下「基本方針」という。）を作成し、この基本方針に従って各種の情報化施策を推進している。基本方針では、計画期間の各年度に施策がおおよそどのような状態であるかといった「事業の状態」の項目を設定しており、この「事業の状態」に沿って取組を進めている。各情報システムの所管課は、基本方針に従って情報化を推進している。

(2) 本件審査請求文書について

審査請求人は、本件に係る開示請求書において「システム構成図（計算機システムの全体像がわかるもの）」と記載していることから、横浜市が保有・管理している情報システムについて、機器構成、ネットワークの概略等の全体像が分かる図を求めていると解される。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関は、現時点では保有しているものの、開示請求日時点では本件審査請求文書を作成しておらず、保有していなかったと説明している。

イ そこで、実施機関に、開示請求日以前に、本件審査請求文書を作成し、保有する必要がなかったか確認したところ、以下のとおり説明があった。

(ア) 行政・情報マネジメント課では、個別の情報システムに関しては、システムの概要、予算・決算額、システムの所在については把握しているが、システムの詳細までは把握していない。また、横浜市では、これらの情報システムは、各情報システムの所管課が事業者と契約し、システム開発及び運用を行っているものであるから、構成図を一つにまとめる必要性がなかったため、作成等はしていなかった。

(イ) ただし、本件に係る開示請求後に、横浜市会において計算機システムに関する説明を求められたことに応じて文書を作成したことから、現時点では、横浜市が保有・管理している情報システムについて、機器構成、ネットワークの概略等の全体像が分かる図を保有している。なお、審査請求人に対しては、本件に係る開示請求受付後に文書を作成したことを伝えて開示請求をするよう案内をしており、既に審査請求人は当該文書の開示を受けている。

ウ 前記イのように、各情報システムの所管課が事業者と契約し、システム開発及び運用を行っているという実施機関の運用の下では、保有・管理している情報システムについて、機器構成、ネットワークの概略等の全体像が分かる図がなかったとしても、不自然とはいえず、また、審査請求人の求める文書が存在したこと

を推認させる特段の事情も認められない。

よって、開示請求日時点では本件審査請求文書を保有していないとの実施機関の説明は是認できる。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 小林雅信、委員 山本未来

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年4月19日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年5月18日 (第213回第三部会) 平成29年5月19日 (第303回第一部会) 平成29年5月26日 (第315回第二部会)	・諮問の報告
平成29年12月19日 (第310回第一部会)	・審議
平成30年3月27日 (第313回第一部会)	・審議
平成30年4月24日 (第314回第一部会)	・審議
平成30年5月18日 (第315回第一部会)	・審議

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1516号)

平成30年7月24日

横情審答申第1516号

平成30年7月24日

横浜市会議長 松本 研 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年4月19日議総第117号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市の所有する文書の電子化に関する条令、紙文書の電子化率を示す図書」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市会議長が、「横浜市の所有する文書の電子化に関する条例、紙文書の電子化率を示す図書」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「横浜市の所有する文書の電子化に関する条例、紙文書の電子化率を示す図書」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市会議長（以下「実施機関」という。）が平成29年3月10日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 横浜市議会局（以下「議会局」という。）の所管する行政文書の電子化に関する条例や規程は制定されておらず、存在していない。また、横浜市議会局行政文書管理規程（平成12年6月横浜市会規程第1号。以下「議会局文書管理規程」という。）及び横浜市議会局行政文書取扱要綱（平成12年6月21日制定。以下「議会局文書取扱要綱」という。）に、電子化に関する記載はない。したがって、議会局では対象とされた行政文書について作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。
- (2) 議会局では、「紙文書の電子化率を示す図書」に該当すると考えられる行政文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

非開示理由に納得ができない。文書がないのは嘘だと思う。

5 審査会の判断

(1) 議会局の文書管理に係る事務について

議会局では、議会局文書管理規程及び議会局文書取扱要綱に基づき、文書管理に係る事務を行っている。

議会局文書管理規程は、行政文書の適正な管理を図ることを目的として、議会局の行政文書の作成、取得、分類、記録、整理、保存及び廃棄並びに管理組織に関する基本的な事項を定めている。また、議会局文書取扱要綱は、議会局の行政文書の作成、取得、分類、記録、整理、保存及び廃棄並びに管理組織について必要な事項を定めている。

(2) 本件審査請求文書について

本件に係る開示請求書には、「横浜市の所有する文書の電子化に関する条令」及び「紙文書の電子化率を示す図書」と記載されているが、請求先実施機関として、横浜市会議長が指定されている。また、審査請求人は、本件に係る開示請求書を提出する以前に、横浜市長に対して本件に係る開示請求と同内容の請求を行っていたとの事情も認められた。

したがって、対象とされた行政文書は、「文書の電子化に関する条令、紙文書の電子化率を示す図書」が記載された市長部局が保有する文書ではなく、「文書の電子化に関する条例」及び「紙文書の電子化率を示す図書」が記載された議会局の保有する文書と解される。

なお、電子化とは、一般的には紙文書を電子データ化することをいうため、当審査会としても、その前提に基づき以下検討する。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 行政文書の電子化に関する条例が記載された文書の不存在について

(ア) 実施機関は、行政文書の電子化に関する条例及び規程を制定しておらず、議会局文書管理規程及び議会局文書取扱要綱にも行政文書の電子化に関する記載がないため、行政文書の電子化に関する条例が記載された文書は保有していないと説明している。

(イ) そこで、議会局の所管する条例を確認したが、行政文書の電子化や電子文書の管理に係る条例は存在しなかった。また、議会局の文書管理に係る事務規程である議会局文書管理規程及び議会局文書取扱要綱も確認したが、行政文書の電子化や電子文書の管理に係る記載は確認できなかった。

(ウ) 念のため、実施機関に、電子文書の管理に関する業務を議会局で行っていない

いか確認したが、電子文書の管理を含む行政文書管理に係る総合的な指導及び調整業務については、市長部局の総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課（以下「行政・情報マネジメント課」という。）が所管しているため、議会局では電子文書の管理に関する独自の業務や要綱の策定は行っていないとの説明があった。

(エ) なお、議会局が所管する条例以外の横浜市条例が記載された文書を実施機関が保有していないか確認したが、議会局が所管する条例以外の条例で実施機関が文書として保有しているものは、例規集（横浜市総務局 編集）のみとのことであった。横浜市例規集は市立図書館その他これに類する市の施設である市民情報センターに、「市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等」として配架されているとのことであるから、仮に横浜市例規集に行政文書の電子化に関する条例が記載されていたとしても、情報公開条例第17条第3項に該当し、開示請求の対象外の文書である。

(オ) したがって、実施機関において、行政文書の電子化に関する条例等が記載された文書の存在は確認できず、ほかに当該文書の存在を推認させる事情も認められない。

よって、行政文書の電子化に関する条例が記載された文書を保有していないとの実施機関の説明は是認できる。

イ 紙文書の電子化率を示す図書の不存在について

(ア) 実施機関は、紙文書の電子化率を示す図書を作成し、又は取得しておらず、保有していないと説明している。

(イ) 上記ア(ウ)で述べたとおり、議会局では電子文書の管理に関する独自の業務や要綱の策定を行っていないと実施機関は説明している。念のため、行政・情報マネジメント課に、紙文書の電子化率に関する文書を保有していないか確認したところ、横浜市の保有する全ての文書のうち電子データ化されているものの割合が記載された文書は、行政・情報マネジメント課でも保有していないとの説明があった。

なお、議会局の文書も含めた横浜市の保有する全ての文書の文書管理システムにおける横浜市全体の電子決裁率が記載された文書であれば市長部局の行政・情報マネジメント課で保有しているとの説明があったが、実施機関では議

会局における電子決裁率が記載された文書も保有していないとのことであった。

(ウ) 以上のとおり、議会局においては紙文書の電子化に係る業務を行っていないことから、紙文書の電子化率に関する文書を保有していないとの実施機関の説明は首肯できる。また、審査請求人の求める文書が存在することを推認させる特段の事情も認められない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書は保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 小林雅信、委員 山本未来

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年4月19日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年5月18日 (第213回第三部会) 平成29年5月19日 (第303回第一部会) 平成29年5月26日 (第315回第二部会)	・諮問の報告
平成29年12月19日 (第310回第一部会)	・審議
平成30年3月27日 (第313回第一部会)	・審議
平成30年4月24日 (第314回第一部会)	・審議
平成30年5月18日 (第315回第一部会)	・審議
平成30年6月26日 (第316回第一部会)	・審議

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1517号)

平成30年7月24日

横情審答申第1517号

平成30年7月24日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年4月21日教人児第110号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成27年度第2回横浜市いじめ問題専門委員会会議録（非公開用）、平成27年度第3回横浜市いじめ問題専門委員会会議録（非公開用）、平成28年度第1回横浜市いじめ問題専門委員会会議録（非公開用）、平成28年度第2回横浜市いじめ問題専門委員会会議録（非公開用）及び平成28年度第3回横浜市いじめ問題専門委員会会議録（非公開用）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「平成27年度第2回横浜市いじめ問題専門委員会会議録（非公開用）、平成27年度第3回横浜市いじめ問題専門委員会会議録（非公開用）、平成28年度第1回横浜市いじめ問題専門委員会会議録（非公開用）、平成28年度第2回横浜市いじめ問題専門委員会会議録（非公開用）及び平成28年度第3回横浜市いじめ問題専門委員会会議録（非公開用）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「平成27年度第2回横浜市いじめ問題専門委員会会議録（非公開用）、平成27年度第3回横浜市いじめ問題専門委員会会議録（非公開用）、平成28年度第1回横浜市いじめ問題専門委員会会議録（非公開用）、平成28年度第2回横浜市いじめ問題専門委員会会議録（非公開用）及び平成28年度第3回横浜市いじめ問題専門委員会会議録（非公開用）」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成29年3月10日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

本件審査請求文書のうち、個人名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、ただし書アからウまでに該当しないため、非開示とした。

学校名、学校教育事務所名、学校教育事務所に所属する職員の氏名並びに当該児童、同保護者、関係児童及び同保護者（以下「関係児童生徒等」という。）の行動内容及び状況並びに警察署名については、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることから、本号本文に該当し、ただし書アからウまで

に該当しないため、非開示とした。

また、関係児童生徒等の発言は、個人の意識、心情等が具体的に記載されており、また、その状況は、特定の個人を識別することはできないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため本号本文に該当し、ただし書アからウまでに該当しないため、非開示とした。

(2) 情報公開条例第7条第2項第6号の該当性について

本件審査請求文書のうち、委員名、委員の発言内容を開示することは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に規定するいじめの重大事態（以下「いじめ重大事態」という。）に関する事項を審議する横浜市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）の会議内容を開示することになり、第三者的な立場での客観的かつ中立・公正な判断が必要とされる専門委員会の適正な運営に支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

専門委員会は、いじめ重大事態に係る調査及び再発防止に資する対応策の審議等を行っており、このような審議が、複数の委員の合議により公正になされるためには、自由かつ率直な意見の交換が必要不可欠である。

このような性格を持つ専門委員会の議論の内容が分かる書類が公開されると、専門委員会の審議の過程における議論の変遷や個々の委員の意見、見解が公になる。

その結果、専門委員会の審議の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ、ひいては、自由かつ率直な討議によって中立・公正な判断を行うという専門委員会の事務に支障を及ぼすおそれがあるため、非開示とした。

また、このような専門委員会の審議は反復して行われているので、対象案件の答申が出された後であっても、審議過程が明らかとなることは、今後の専門委員会の他の案件の審議に支障を及ぼすおそれがある。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 審査請求に係る処分を取り消し、委員以外の個人情報を除いて、本件審査請求文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 実施機関が一部を非開示とした当該文書の内容は、いじめの決定も解らないので、

当初は、いじめではないと決めた経緯を知りたい。

(3) 発言者の名前は出して欲しい。

5 審査会の判断

(1) 専門委員会に係る事務について

専門委員会は、法第14条第3項及び横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成26年2月横浜市条例第7号）第10条の規定に基づき設置された教育委員会の附属機関である。同条例第11条では、その所掌事務について「教育委員会の諮問に応じて、法第1条に規定するいじめの防止等のための対策その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。」と規定しており、横浜市いじめ問題専門委員会運営要綱（平成26年3月25日制定。以下「専門委員会運営要綱」という。）第2条では、その担任する事務を、①いじめ問題に関わる事例検証及び対応策の協議、②いじめの防止等のための調査研究及び防止策の審議、③法第28条第1項に規定するいじめの重大事態に係る調査及び再発防止に資する対応策の審議（以下「いじめ重大事態に係る審議」という。）及び④その他教育委員会が必要と認める事項と規定している。

専門委員会の会議は、専門委員会運営要綱第8条第1項本文の規定により原則として公開している。ただし、非開示情報に該当する事項を審議する場合等、専門委員会が認めた場合は、同項ただし書の規定により会議の一部又は全部を非公開としている。

専門委員会の事務局業務は、教育委員会事務局指導部人権教育・児童生徒課（平成29年度まで。平成30年度は教育委員会事務局人権健康教育部人権教育・児童生徒課）が所管しており、専門委員会の会議録についても同課が作成し、保有している。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、専門委員会が、いじめ重大事態に係る審議をするために会議の全部を非公開で行った平成27年度第2回会議及び第3回会議並びに平成28年度第1回会議、第2回会議及び第3回会議の5回の会議（以下「本件会議」という。）に係る会議録である。

これらは、専門委員会の委員が審議の経過や審議内容を確認するなど調査、審議に用いるために作成された非公開用の会議録であって、会議の名称、日時、場所、出席者、欠席者、開催形態、議題、決定事項、議事及び特記事項の各欄で構成されている。

実施機関は、このうち、議事欄に記載された委員名及び学校教育事務所に所属する職員の氏名並びに委員及び実施機関の職員の発言内容の一部について非開示としている。一方、審査請求人は、非開示とした部分について、委員以外の個人情報を除いて開示を求めている。

(3) 情報公開条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 情報公開条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件審査請求文書のうち議事欄に記載された委員名及び委員の発言内容については、本号に該当するとして、非開示としたと説明している。そのため、当審査会で平成30年4月24日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 議事欄に記載された発言内容のうち、一般的な議事進行に係る部分は開示し、具体的な案件に係る部分は本号に該当するため非開示とした。

(イ) 専門委員会のいじめ重大事態に係る審議の内容を開示すると、児童生徒等の関係者との信頼関係が損なわれ、今後の調査において、児童生徒等の関係者からの事実確認や正確な情報の把握が困難になるなど、専門委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(ウ) 専門委員会の議論の変遷や個々の委員の意見、見解が公になると、専門委員会の審議の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれがある。

(エ) 専門委員会は、各委員が専門的見地から議論を重ねて結論を導き出しており、発言の多寡が結論に結びつくものではないが、発言者名を開示すると、あたかも発言の多い委員の主張が結論に影響しているように見える。これに対する一方的な非難が委員になされることにより、委員が発言を控えて、活発な議論や自由な発言ができなくなるおそれがある。

(オ) 特定の職にある委員の発言が多い場合など、委員の専門性によっては、事案の特性を推測されるおそれがある。

(カ) 専門委員会の委員及び実施機関の職員の発言は、いじめ重大事態である個別具体的な事案についての一連の議論の流れの中で行われており、その一部を切

り取って開示すると、発言の趣旨と異なった捉え方をされるおそれがある。その結果、専門委員会の審議の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、専門委員会の今後の調査に支障を及ぼすおそれがある。

- (キ) 一部開示決定通知書及び弁明書では、非開示とした部分並びに根拠規定及び根拠規定を適用した理由において明記していないが、実施機関の職員の発言内容も委員の発言内容と同様に個別具体的な事案の審議内容の一部であり、その内容を開示すると、委員の発言内容と同様に専門委員会の今後の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

- (ア) 専門委員会のいじめ重大事態に係る審議においては、実施機関の諮問に応じて、いじめ重大事態に係る個別具体的な事案についての調査を行い、その後の会議において再発防止に資する対応策の審議を行い、最終的にいじめ重大事態に関する調査結果としての答申が実施機関に対してなされる。

いじめ重大事態に係る審議においては、特定の児童生徒に対するいじめ問題に係る事例についての具体的な調査、審議などのセンシティブな情報が扱われる。これは、行政の政策的な内容を審議する他の審議会や、いじめに係る政策的な内容を審議する専門委員会における他の会議とは大きく異なる点である。

このため、いじめ重大事態に係る個別具体的な事案についての審議内容の情報取扱いについては慎重な対応が求められることとなる。

- (イ) 本件審査請求文書を見分したところ、関係児童生徒等からの聞き取り等により確認した関係児童生徒等の発言、行動、状況等の情報が各委員の発言及び実施機関の職員の発言の中で示され、発言した委員名又は職員の氏名とともに議事欄に記載されていた。

このような、調査の過程で確認された関係児童生徒等の言動等の情報を公にすると、関係児童生徒等の関係者がいじめ事案に係る自己の発言や行動、状況等に関する情報が公になることをおそれて、専門委員会による調査等に応じるのをためらい、又は、調査等への協力を拒否するなどの事態を招くことが、事案の性質上想定される。その結果、事案の正確な把握ができなくなるなど、いじめ重大事態に係る専門委員会の調査審議等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

- (ウ) 専門委員会の調査審議が、複数の委員の合議により公正になされるためには、

自由かつ率直な意見の交換及び活発な議論が必要不可欠である。

専門委員会としての最終的な結論は答申として出されるが、審議の過程で、答申における最終的な結論とは異なる様々な議論がなされたり、議論の変遷があることは当然に想定される。

専門委員会の議論の内容が分かる会議録等の文書を公にすると、専門委員会の審議の過程における議論の変遷や個々の委員の意見、見解が公にされることとなる。それらが公になると、発言の多寡、発言内容や審議の過程の一部分のみをとらえて、専門委員会の委員に対する一方的な非難等がなされたり、専門委員会の審議の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれがある。そうすると、そのような非難がなされるのをおそれて、専門委員会の個々の委員が自由かつ率直な意見を差し控えることとなり、その結果、自由かつ率直な討議によって中立・公正な判断を行うという専門委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(エ) また、いじめ重大事態に係る専門委員会の調査審議は、個別の案件が発生するごとに反復して行われている。そのため、本件会議で審議された対象案件の答申が出された後であっても、専門委員会の審議過程が明らかとなることは、今後の専門委員会におけるいじめ重大事態に係る他の案件の審議に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(オ) 実施機関の職員の発言内容については、各委員の発言内容と同様に、個別具体的な事案についての調査及び再発防止に資する対応策の審議において、各委員との一連の議論のやり取りの中でなされた発言であって、専門委員会における審議内容の一部を構成するものである。この全部又は一部を開示すると、発言の趣旨と異なった捉え方をされたり、専門委員会の審議の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ、ひいては、自由かつ率直な討議によって中立・公正な判断を行う専門委員会の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められることは、前記(ウ)で述べた委員の発言内容と同様である。

エ 以上のとおり、実施機関が本号に該当するとして非開示とした各委員及び実施機関の職員の発言内容並びに委員名は、本号に該当する。

(4) 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 情報公開条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報であって・・・当

該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件審査請求文書のうち、個人名、学校名、学校教育事務所名、学校教育事務所に所属する職員の氏名、関係児童生徒等の行動内容及び状況、警察署名並びに関係児童生徒等の発言は、本号に該当するとして、非開示としたと説明している。一方、審査請求人は、委員以外の個人に関する情報については、開示を求めている。

ウ 当審査会が本件審査請求文書を見分したところ、実施機関が、本号に該当するとして非開示とした部分のうち、学校教育事務所の職員の氏名を除く全ての部分が、各委員又は事務局職員の発言内容の一部に含まれる形で議事欄に記載されていることが認められた。これらの部分は、前記のとおり、その全てが情報公開条例第7条第2項第6号に該当するものであり、本号の該当性について判断するまでもない。

そこで、以下では、学校教育事務所の職員氏名の本号該当性について検討する。

この点について、平成30年4月24日の事情聴取では、実施機関から次のとおり説明があった。

- (ア) 学校教育事務所の職員氏名については、一般的に慣行として公にされている情報として開示しているが、本件事案のように関係児童生徒等の地域社会での人間関係を踏まえると、一定の範囲の関係者からも関係児童生徒等の特定の個人を識別することができないように配慮が必要である。当該職員氏名を開示すると、4つの方面別に設置されている学校教育事務所のうち、どの学校教育事務所の所轄する市域に関する事案であるのかが明らかになることから、当該学校や当該関係児童生徒等の特定の個人を識別することに結びつくおそれがある。
- (イ) とりわけ本事案は、職員氏名を開示すると、それにより方面別学校教育事務所が明らかになり、一定程度学校が絞り込まれることにより、これまで公表された情報と組み合わせることによって、当該学校、当該関係児童生徒等の特定の個人を識別することにつながる事案であるものと考えている。
- (ウ) さらに、本件は、児童生徒本人及び保護者の意向も踏まえて、学校名はもと

より、学校教育事務所名も公表してない。特に、心身の未熟な子どもにとっては、情報の特定がさらなる精神的苦痛となり、児童生徒の健全な育成に支障をきたすおそれがあると認められることから、開示に当たっては、特定の個人が識別されないように、格別な配慮が必要となる。

エ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 実施機関では、より学校に近い場所から、教育課程や学校経営等を的確・迅速かつきめ細かく支援することで、学校の自主性・自律性をさらに高め、校長のリーダーシップによる学校経営を推進するため、市域を4つの方面に分けて、方面ごとに学校教育事務所を設置している。

また、学校教育事務所の職員氏名については、横浜市では、市民情報センター等で一般の閲覧に供されている横浜市職員録に掲載するなど、慣行として公にされている。

(イ) したがって、学校教育事務所の職員氏名を開示することにより、4つの方面ごとに設置されている学校教育事務所が明らかとなるが、本事案のような場合には、これまでに一般に公表された情報に限らず、在校児童生徒及びその保護者などの一定の範囲の関係者であれば既知の情報と組み合わせることによって、当該学校名が特定されるだけにとどまらず、当該関係児童生徒等の特定の個人を識別することができることとなり、当該関係児童生徒等の権利利益を害するおそれがあるものといえる。

(ウ) なお、この点に関して、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省平成29年3月)では、調査結果の公表の仕方及び公表内容について配慮を求めている。

また、「いじめ重大事態に関する調査結果についての公表ガイドライン」(横浜市教育委員会平成29年12月15日策定)では、いじめ重大事態に関する調査結果の公表に当たっては、児童生徒が成長過程であることに対する教育的配慮の観点から、個人識別性を判断する際に、一般人には個人識別できない情報であっても、特定の関係者であれば個人識別が可能になってしまう情報については非開示とする特定人基準を選択することによる配慮が必要であること及び地域を限定する情報、関係児童生徒等の内面に関する情報、センシティブ情報の取扱いについての配慮が必要であることが示されている。

(エ) 以上のとおり、学校教育事務所の職員の氏名については、本号本文後段に該

当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を条例第7条第2項第6号及び第2号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 小林雅信、委員 山本未来

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年4月21日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年5月18日 (第213回第三部会) 平成29年5月19日 (第303回第一部会) 平成29年5月26日 (第315回第二部会)	・諮問の報告
平成30年1月23日 (第311回第一部会)	・審議
平成30年2月27日 (第312回第一部会)	・審議
平成30年3月27日 (第313回第一部会)	・審議
平成30年4月24日 (第314回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成30年5月18日 (第315回第一部会)	・審議
平成30年6月26日 (第316回第一部会)	・審議